

III 取り組み状況の確認及び評価(Check)

1 取り組み状況の確認及び評価、問題の是正等

【登録要件】

- 環境目標の達成状況及び環境活動プログラムの実施状況を、定期的に確認及び評価する。
- 環境関連法規等の順守状況を、定期的に確認する。
- 環境目標の達成状況及び環境活動プログラムの実施状況に問題がある場合は、原因を分析し、是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。

《推奨要件》

- ・ どのような場合に是正処置や予防処置を行うのか、誰が是正処置や予防処置を行うかを、予め決定しておく。
- ・ 従業員数等の事業所の規模を勘案した上で、可能な場合は、内部監査チームを編成し、年に1回以上、環境マネジメントシステム全体の状況を監査し、自己評価を行う。

2 環境関連文書及び記録の作成・整理

【登録要件】

- 塩尻環境スタンダードに基づく環境マネジメントシステムの取り組みを適切に実施するために必要な文書を作成し、整理する。
- 塩尻環境スタンダードに基づく環境マネジメントシステムの取り組みに必要な記録を整理する。

《推奨要件》

- ・ 可能な場合に作成することが望ましい文書は、次のとおりとする。
 - ア. 教育・訓練計画書
 1. 取り組み・運用の手順書
 - ウ. 必要に応じて、環境マネジメントシステムを構築し、運用するために組織が定めたルールを取りまとめたもの(例えば、環境管理マニュアルのようなもの。)
 - ・ 手順書、環境管理マニュアル等の文書は、改廃の手続きを定め、古くなったものについては、廃棄するか、誤使用のないようにし、定期的に見直し、最新のものとする。
 - ・ 記録は、適切な保存期間を定め、分かりやすく整理して保管するとともに、記録の紛失や損傷を防ぐ方法を定める。